

# 「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—」の 勧告に対する改善措置状況(2回目のフォローアップ)の概要(ポイント)

勧告先:法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省 勧告日:平成25年4月19日  
1回目の回答日:平成25年12月26日～26年1月15日 2回目の回答日:平成27年4月15日～4月24日

## 【行政評価局の業務】

- ・政府内における第三者的な評価専門機関として、各府省の業務の実施状況について調査を実施し、改善方策等を勧告
- ・その後の改善措置状況について、フォローアップを実施

## 1 技能実習生の受入れ

### 調査結果(問題の所在)

- ① 監理団体による監査の適正化
  - ・地方入国管理局から不正行為認定を受けた83実習実施機関中81機関について監理団体は監査で不正行為を未指摘
  - ・監理団体と実習実施機関の間には一定の利害関係あり
  - ・具体的な監査の視点、手順、方法等が未提示
- ② 推進事業実施機関による巡回指導の適正化  
技能実習1年目の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関が巡回指導の対象外
- ③ 技能実習制度の効果の検証  
平成25年7月には改正入管法(22年7月施行)の下で初の実習期間3年を終了する技能実習生が帰国の時期を迎えることから、この3年間を通じた新制度の運用状況を的確に把握し、その効果を検証する必要あり

### 主な勧告事項

- ① 監理団体による監査の厳正な実施の確保
- ② 技能実習1年目の者のみを受け入れている監理団体等も巡回指導の対象化
- ③ 制度の運用状況の把握と効果の検証

### 主な改善措置

- ① 監理団体による監査の視点、手順、方法等について、平成25年12月に「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を改定して具体的に示すとともに、監理団体を対象とした監査に関する実践的な研修を実施  
推進事業実施機関が巡回指導において第三者的な立場から監理団体による監査の実施状況を確認(平成26年4月～27年1月の確認実績は940監理団体)【法務省、厚生労働省】
- ② 法務省から厚生労働省に対して、監理団体及び実習実施機関のリストを平成26年6月に提供。これを基に、技能実習1年目の者のみを受け入れている監理団体、実習実施機関も巡回指導の対象(平成26年6～12月の巡回指導の実績は15監理団体及び19実習実施機関)【法務省、厚生労働省】
- ③ 効果検証の一環として帰国技能実習生へのアンケート調査等を実施【法務省、厚生労働省】  
※ 技能実習制度の見直しに係る「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を平成27年3月6日に閣議決定し、第189回通常国会に提出

## 2 EPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ

### 調査結果(問題の所在)

- 国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減
    - ・ 候補者の日本語能力不足により、研修・学習支援の施設の負担が多大
    - ・ 訪日後の研修終了時に日本語能力が目安(N3)に達していない候補者が約12%
- \* N3とは、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル

### 主な勧告事項

- 候補者の訪日に当たっての日本語能力の要件化

### 主な改善措置

- 平成26年度来日のインドネシア人候補者から、日本語能力試験N5程度を訪日要件  
その結果、当該要件を満たした候補者が入国  
また、平成28年度来日予定のフィリピン人候補者についても、日本語能力試験N5程度を訪日要件  
【外務省、厚生労働省、経済産業省】
- \* N5とは、やさしい日本語をある程度理解することができるレベル

## 3 外国人留学生の在籍管理

### 調査結果(問題の所在)

- 専修学校等における留学生の管理の適正化  
留学生が在籍する教育機関の未把握等により、定期報告に漏れ

### 主な勧告事項

- 留学生を受け入れている教育機関の実態把握

### 主な改善措置

- 地方入国管理局において、留学生受入れ教育機関のリストを作成。定期報告が未報告の機関に対して督促をした結果、随時報告が提出【法務省】

#### 定期報告の状況

平成25年11月分	2,577機関中423機関が未報告 督促により277機関が報告
26年5月分	2,712機関中270機関が未報告 督促により160機関が報告
26年11月分	2,816機関中274機関が未報告 督促により146機関が報告

「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視－技能実習制度等を中心として－」の結果に基づく勧告に対する  
改善措置状況（その後の改善状況）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年3月～25年4月
- 2 調査対象機関 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、都道府県、関係団体

【勧告日及び勧告先】 平成25年4月19日 法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省に対し勧告

【回答年月日】

法 務 省 平成26年1月10日 外 務 省 平成25年12月27日 文 部 科 学 省 平成25年12月26日  
厚 生 労 働 省 平成26年1月15日 経 済 産 業 省 平成26年1月7日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

法 務 省 平成27年4月22日 外 務 省 平成27年4月15日 文 部 科 学 省 平成27年4月17日  
厚 生 労 働 省 平成27年4月22日 経 済 産 業 省 平成27年4月24日

## 【調査の背景事情】

- 我が国に在留する外国人（外国人登録者数）は、平成 20 年末の約 222 万人をピークに、3 年連続で微減傾向が続いており、23 年末現在においては約 208 万人となっているが、今後、経済社会の一層の国際化等に伴い、我が国への労働力の送付圧力が強まることが見込まれている。
- 技能実習制度は、我が国の技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に平成 5 年度に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）に基づき創設された制度。平成 22 年 7 月から労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等が適用される範囲の拡大等により技能実習生保護を強化。しかし、依然として技能実習生の受入れ機関（企業等）による入管法関係法令や労働関係法令違反が発生し、実態把握も課題。
- EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師及び介護福祉士候補者の受入れは、平成 20 年度から開始（インドネシア、フィリピン）。候補者の国家試験の合格率及び合格者数に増加もみられるものの、未だ低水準。また、受入れ施設数及び受入れ者数ともに開始当初に比べて減少。
- 留学生の受入れは、「留学生 30 万人計画」（平成 20 年 7 月策定）に基づき推進。一方、短期滞在者、日本人の配偶者等に次いで不法残留者が発生（23 年 3、187 人（留学生の約 1.7%））。一部の教育機関では、留学生の大量除籍処分事案が発生。
- この行政評価・監視は、技能実習生、外国人看護師候補者等及び留学生の適切な受入れ及び管理を推進する観点から、技能実習生の適切な受入れに向けた取組状況、EPA 外国人看護師・介護福祉士候補者の日本語能力の向上に向けた取組状況、留学生の在籍管理に関する取組状況等を調査。

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p><b>1 技能実習生の受入れ</b></p> <p><b>(1) 監理団体による監査の適正化</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <p>法務省及び厚生労働省は、監理団体による監査の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 法務省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関ごとの名称、所在地、技能実習生数等をリスト化すること。</p> <p>② 法務省は、各地方入国管理局において、当該リストを基に監査結果が未報告又は傘下の実習実施機関の監査結果が報告漏れとなっている監理団体に対し、報告の督促、実態調査等を行い、監査の実施及び監査結果の報告を徹底させること。</p> <p><b>(説明)</b></p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 監理団体は少なくとも3か月に1回、実習実施機関における技能実習の実施状況を監査し、その結果を地方入管に報告。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 監理団体から関係する実習実施機関全ての監査結果が報告されているか否かを確認していない地方入国管理局あり</p> <p>→ 9地方入管のうち4地方入管</p> <p>○ 地方入管が別途指摘した実習実施機関の不正行為等について、これが行われていた時期の監査結果報告が提出されていたのか否かが地方入管で確認できない例あり</p> <p>→ 不正行為認定を受けた90機関のうち7機関</p> <p>[原因] 地方入管において、技能実習生を受け入れている監理団体・実習実施機関の名称・所在地等を網羅的に整理できておらず、監査</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ : 1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ : 2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p><b>【法務省】</b></p> <p>→① 現時点において技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関を抽出できるよう、外国人出入国情報システム(以下「FEIS」(※)という。)の機能見直し等を平成25年9月に行ったことにより、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関ごとの名称、所在地、技能実習生数等が記載されたリストの作成を可能とした。</p> <p>※ FEISとは、個々の外国人に係る出入国審査、在留審査、退去強制・出国命令の各手続のデータ管理を行うためのもので、入国する外国人の国籍、氏名、性別、生年月日、在留資格、在留期間、出入国年月日等が入力されている。</p> <p>⇒① 地方入国管理局において、技能実習生を受け入れている監理団体、実習実施機関等のリストを作成し、監査の実施及び監査結果の報告の有無の確認を行っている。</p> <p>→② 監査結果の報告状況、実習実施機関に対する監査の実施状況を実際に確認するためには、それらの状況を監理団体別、実習実施機関別に、一覧でき、かつ、進行を管理できる監査状況管理表を作成した上、事務を処理する必要があるところ、「行政評価による外国人の受入れ対策に係る勧告への対応について(通知)」(平成25年9月27日付け法務省管第4885号)を発出し、平成25年度中に、地方入国管理局において、上記①により作成したリストを元に監査状況管理表を作成し、監査結果が報告漏れとなっている監理団体に対し、監査の実施及び監査結果の報告を行うよう求めることとした。</p> <p>⇒② 地方入国管理局においては、平成26年度から、①のリストを基に作成</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="277 212 1081 292">結果報告の提出漏れをチェックするために必要な正確なリストが未策定。</p> <p data-bbox="181 644 320 676"><b>(勸告要旨)</b></p> <div data-bbox="170 687 1072 1121" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="181 695 1061 871">③ 法務省は、監理団体が傘下の実習実施機関における不正行為等を監査で指摘することができない場合に適用する不正行為の認定基準について、更に具体化・明確化を図り、より一層厳格な対応を行うこと。</p> <p data-bbox="181 887 1061 1015">④ 法務省及び厚生労働省は、監理団体による監査の厳正な実施を確保するため、推進事業実施機関に監理団体による監査の実施状況を確認させること。</p> <p data-bbox="210 1031 1061 1110">また、具体的な監査の視点、手順、方法等について監理団体に対する実践的な研修が行われるよう措置すること。</p> </div> <p data-bbox="181 1129 264 1161"><b>(説明)</b></p> <p data-bbox="170 1177 360 1209">≪制度の概要≫</p> <p data-bbox="170 1225 1081 1305">○ 不正行為等を監査で指摘することができない場合は、監査体制の構築不履行として不正行為の対象となり得る。</p> <p data-bbox="170 1321 1081 1401">○ 監査の実施方法については、法務省作成の「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成 24 年 11 月改訂）に記載されている。</p>	<p data-bbox="1160 212 2076 579">した監査の実施及び監査結果の報告の有無を確認するための監査状況管理表により、少なくとも月に 1 回、監理団体が行う監査報告の有無を確認し、未報告の監理団体に対して、報告を行うよう督促している。なお、1,924 の監理団体及び 30,820 の実習実施機関（平成 27 年 1 月時点）のうち、これまで監査報告が未報告であった 82 の監理団体に対して電話や文書にて報告を行うよう督促した結果、77 の監理団体から監査報告がなされており、残りの監理団体についても速やかな報告がなされる見込みである。</p> <p data-bbox="1115 644 1232 676"><b>【法務省】</b></p> <p data-bbox="1104 695 2076 871">→③ 監理団体が傘下の実習実施機関における不正行為等を監査で指摘することができない場合に適用する不正行為の認定基準を更に具体化、明確化するために、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の改訂案を平成 25 年中を目途に作成中である。</p> <p data-bbox="1104 887 2076 1062">⇒③ 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を平成 25 年 12 月に改定し、同指針において、監理団体が傘下の実習実施機関に対する監査が適切に行われなかった場合等について、監理団体に適用する不正行為の判断基準を具体化した。</p> <p data-bbox="1160 1078 2076 1206">また、傘下の実習実施機関における不正行為等を監査で指摘することができなかったなど、適正な監査を履行していなかったとして不正行為を通知した監理団体は、平成 25 年は 6 団体、26 年は 2 団体である。</p> <p data-bbox="1189 1222 2011 1254">なお、これらの団体については、3 年間の受入れ停止措置とした。</p> <p data-bbox="1104 1321 2076 1449">→④ 厚生労働省が委託事業として実施している技能実習制度推進事業の巡回指導における基準に、監理団体による監査の実施状況の確認について盛り込むことを厚生労働省と確認した。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方入管が指摘した実習実施機関の不正行為等について、これが行われていた時期に監理団体が実施した監査でこれを指摘できていない事例あり <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 不正行為認定を受けた 83 機関のうち 81 機関</li> </ul> </li> <li>○ 推進事業実施機関による巡回指導においては、監理団体による監査の妥当性は未チェック <ul style="list-style-type: none"> <li>[原因] 監理団体の監査において、一定の利害関係がある実習実施機関に対する公平・公正な監査を確保するための枠組みが未整備。また、監理団体の監査能力も不足。</li> </ul> </li> </ul>	<p>また、具体的な監査の視点、手順、方法等を盛り込んだ「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の改訂案を平成 25 年中を目途に作成中である。同指針改訂後に、厚生労働省と連携し、監理団体に対する実践的な研修を実施していく方向で準備を行っている。</p> <p>⇒④ 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を平成 25 年 12 月に改定し、同指針に、監査の視点、手順、方法等を具体的に記載した。</p> <p>法務省は、監理団体に具体的な監査の方法等を周知するため、厚生労働省と連携して、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が実施する「監査講習会」に、平成 25 年度は 8 回講師を派遣し、監査の実施及び監査報告書の記載方法や提出に当たっての留意点について説明を行った。また、同機構（JITCO）が実施する「申請書類と報告書の書き方講習会」に平成 26 年度は 10 回、講師を派遣し、監査報告書の記載方法や提出に当たっての留意点について説明を行った。</p> <p>監理団体に対する実践的な研修については、今後とも厚生労働省と連携し、引き続き実施していく予定である。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→④ これまで法務省との検討の場を 3 回設け検討を行ってきた。その結果を踏まえ、推進事業実施機関に対して、厚生労働省と法務省で必要な措置を要請し、具体的な監査の視点、手順、方法等に関する監理団体への実践的な研修を平成 25 年 12 月より行っている。</p> <p>監査の実施状況の確認については、具体的な監査の視点、手順、方法等が監理団体に示された後、推進事業実施機関の巡回指導において確認を行うよう要請し、平成 26 年度以降についてはその旨を仕様書に盛り込む予定である。</p> <p>なお、監理団体に対する実践的な研修については平成 26 年度以降も実</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>施していく方向で準備を行っている。</p> <p>⇒④ 厚生労働省としては、平成 26 年 4 月 1 日付け「技能実習制度の適正化等に係る技能実習制度推進事業における巡回指導の基準」（平成 26 年 4 月 1 日付け能発 0401 第 11 号。以下「巡回指導基準」という）を推進事業実施機関である公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）に発出し、監理団体に対する巡回指導時に監査の実施状況を確認するよう要請している。</p> <p>また、平成 26 年度技能実習制度推進事業の仕様書において、例えば「巡回指導基準により技能実習計画に則った技能実習が実施されているか及び適正な雇用管理が行われているか把握する」など巡回指導基準に基づいた巡回指導を実施するよう記載している。</p> <p>これらを踏まえ、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）は、巡回指導基準に基づく監理団体の監査の実施状況について、監理団体に対する巡回指導時に、地方入国管理局に報告した監査報告書の確認を行うなどして確認しており、確認した件数は、平成 26 年 4 月から 27 年 1 月末までの間で 940 件（940 監理団体）となっている。</p> <p>監査の視点、手順、方法等に関する監理団体への実践的な研修については、平成 25 年度中において、法務省と協同で計 8 回（東京で 5 回、福岡、大阪、名古屋でそれぞれ 1 回ずつ）実施した。</p> <p>また、平成 25 年 12 月 20 日には、職業能力開発局長自身が、監理団体の団体である技能実習受入団体中央連絡協議会会合において、監査の視点、手順、方法等に係る説明を行った。</p> <p>さらに、平成 26 年度技能実習制度推進事業において、監理団体に対し、労働関係法令の遵守のために、具体的な監査の視点、手順、方法等に関する実践的な研修を 8 回実施する予定（平成 26 年 12 月 18 日時点で、6 回実施済み）であり、平成 27 年度以降も継続して実施する予定である。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="181 212 813 244"><b>(2) 推進事業実施機関による巡回指導の適正化</b></p> <p data-bbox="181 260 320 292"><b>(勸告要旨)</b></p> <div data-bbox="170 304 1072 834" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="181 312 1061 440">法務省及び厚生労働省は、厚生労働省が実施している技能実習制度推進事業の委託先である推進事業実施機関による巡回指導の適正な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="181 456 1061 536">① 厚生労働省は、巡回指導について、技能実習1号の技能実習生のみを受入れを行う監理団体及び実習実施機関も対象とすること。</p> <p data-bbox="181 552 1061 823">また、法務省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関のリスト（監理団体及び実習実施機関の名称及び所在地並びに当該監理団体及び当該実習実施機関の技能実習生を受入れ人数等の情報が盛り込まれたもの。）を厚生労働省からの求めに応じ提供するものとし、厚生労働省は、これを推進事業実施機関に提供すること。</p> </div> <p data-bbox="181 842 264 874"><b>(説明)</b></p> <p data-bbox="170 890 365 922"><b>≪制度の概要≫</b></p> <ul data-bbox="170 938 1084 1361" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="170 938 1084 1114">○ 厚生労働省は、技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るため、技能実習生を受入れ企業・団体に対する指導（監理団体・実習実施機関に対する巡回指導等）・支援等を技能実習制度推進事業として推進事業実施機関に委託。</li> <li data-bbox="170 1129 1084 1257">○ 技能実習は最長3年間で、技能実習生は、入管法に基づく在留資格の分類により、実習1年目の者を技能実習1号、2年目以降を技能実習2号に区分。</li> <li data-bbox="170 1273 1084 1361">○ 巡回指導の対象は、技能実習2号の技能実習生を受入れる監理団体や実習実施機関のみ。</li> </ul>	<p data-bbox="1115 260 1290 292"><b>【厚生労働省】</b></p> <p data-bbox="1104 308 2074 483">→ 厚生労働省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関（技能実習生1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関を含む。）の情報を、法務省から新たに提供を受けた後、推進事業実施機関に提供する予定である。</p> <p data-bbox="1104 499 2074 770">また、厚生労働省は、上記の情報の提供のために、現在、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関のリストに盛り込む情報について法務省と調整しており、平成25年度中に上記情報を得た上で、技能実習1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関も巡回指導の対象とするよう、平成26年度の技能実習制度推進事業の委託に関する仕様書に明記する予定である。</p> <p data-bbox="1104 786 2074 1058">⇒ 平成26年6月5日付けで厚生労働省外国人研修推進室長と法務省入国在留課長との間で申し合わせ文書を取り交わし、法務省入国在留課から監理団体及び実習実施機関のリストが情報提供されることとなり、これに基づいて「技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関に係るリストの情報提供について（依頼）」（平成26年6月5日付け能外発第0605第2号）を発出した。</p> <p data-bbox="1104 1074 2074 1297">厚生労働省としては、提供されたリストを推進事業実施機関に提供しており、平成26年6月から、当該リストを活用して技能実習1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関に対して巡回指導を順次実施している（平成26年12月11日時点で、監理団体は15団体及び実習実施機関は19機関実施済み）。</p> <p data-bbox="1104 1313 2074 1441">なお、巡回指導の対象選定においては、技能実習1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関を対象とするよう巡回指導基準に明記しており、平成26年度技能実習制度推進事業の仕様書には、「巡回指導基</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>○ 技能実習1号のみを受入れる監理団体・実習実施機関が巡回指導の対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象外の技能実習生（平成23年度推計） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 1万2、881人</li> <li>対象外の監理団体・実習実施機関（平成23年度推計） <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 195団体、2、119機関</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>[問題] これらの監理団体や実習実施機関において、技能実習生に対し、どのような実習や雇用管理が行われているのか、その実態が明らかでなく、十分な指導も行われていない状況。</p> <p><b>(勸告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 法務省及び厚生労働省は、巡回指導の実効性を高める観点から、次の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 厚生労働省は、巡回指導の実施が低調な地域がある場合は、推進事業実施機関に対し、地方事務所の配置やその職員配置についても指導を行うなど必要な措置を講ずること。</li> </ul> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 技能実習制度推進事業を受託している公益財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）は、毎年度、厚生労働省から示された巡回指導の目標件数を基に各地方駐在事務所の目標件数を決定している。</p>	<p>準に基づき巡回指導が必要と認められる実習実施機関を重点的に選定する」と記載している。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>→ 法務省は、厚生労働省に対して、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関（技能実習生1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関を含む。）の情報を、厚生労働省からの求めに応じ提供する予定であり、現在、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関のリストに盛り込む情報について、厚生労働省と調整中。内容について確定した後、正式に厚生労働省からの求めを受け、リストを提供する予定である。</p> <p>⇒ 厚生労働省からの求めに応じ、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関（技能実習1号の者のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関を含む。）の情報を同省に平成26年6月に提供した。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>→ 平成24年度における技能実習制度推進事業の実施状況をみたところ、東京地方駐在事務所の巡回指導の実施が低調であったことから、厚生労働省は「地方駐在事務所の配置及びその職員配置の見直しについて（要請）」（平成25年5月29日付け厚生労働省職業能力開発局長通知）により、推進事業実施機関に対して、地方事務所の配置やその職員配置に関して適切な措置を行うよう要請を行った。推進事業実施機関は当該要請文書を踏まえ、平成25年7月より宇都宮及び千葉の地方駐在事務所を東京地方駐在事務所に統合するとともに、東京地方駐在事務所の体制整備を実施した（平成25年7月30日付け職業能力開発局長宛ての文書により報告済み）。</p> <p>また、平成26年度以降の技能実習制度推進事業に係る仕様書において、</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>◀調査結果▶</p> <p>○ 巡回指導の目標件数を達成できていない地方駐在事務所あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京事務所は、監理団体に対する巡回指導は達成率が3割から4割、実習実施機関に対するものは6割から8割と全国平均（9割程度）を下回るなど低調。</li> </ul> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ii) 法務省は、巡回指導対象の適切な選定に資するため、厚生労働省からの求めに応じ、不正行為認定事案に関する情報を法令の範囲内で提供すること。</p> <p>また、厚生労働省は、当該事案や労働基準監督機関による監督指導等に関する情報を分析するなどして、推進事業実施機関に対し、必要な情報提供を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>◀制度の概要▶</p> <p>○ 巡回指導の対象の選定について、JITCOは、新規に技能実習生を受け入れる機関等を優先する等としている。</p> <p>◀調査結果▶</p> <p>○ 巡回指導の対象機関の選定が必ずしも効果的に実施されていない状況あり</p>	<p>巡回指導にその実施が低調となる地域が生じないようにする旨を記載する予定である。</p> <p>⇒ 平成25年度技能実習制度推進事業においては、全ての地方駐在事務所において、巡回指導の目標件数を達成することができており、平成26年度においても目標件数を達成できるよう受託者である公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）による実施を管理している。</p> <p>また、平成26年度技能実習制度推進事業に係る仕様書においても、「受託者は巡回指導が適切かつ効率的に実施できるよう国内の適所に地方事務所を設置し、その実施が低調となる地域が生じないように必要なスタッフの配置等事務処理体制を整備する」と明記している。</p> <p>【法務省】</p> <p>→ 不正行為認定事案に関する情報について、厚生労働省からの求めに応じ、法令の範囲内で少なくとも平成20年のものから提供することとする。</p> <p>⇒ 不正行為認定事案に関する機関名、不正行為の種類等の項目や提供時期について、各項目の提供の必要性も含め厚生労働省とともに検討を行い、厚生労働省からの求めに応じ、法令で認められる範囲で、不正行為に係る情報（不正行為を通知された機関の名称、所在地（都道府県）等）を平成27年1月に提供した。</p> <p>また、今後も厚生労働省の求めに応じ、情報提供することとする。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 厚生労働省は、不正行為認定事案等に関する情報を得次第、当該情報を踏まえ、不正行為等を起こすことが懸念される機関が優先的に巡回指導の対象になるよう指導対象の選定基準等の検討を行うとともに、推進事業実施機関に対して当該検討結果の情報を示す予定である。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>・ 不正行為認定を受けた実習実施機関 100 機関（145 件）のうち、28 機関（41 件）は、平成 21 年度から 23 年度の間に巡回指導がなされず。</p> <p><b>（勸告要旨）</b></p> <p>iii) 厚生労働省は、巡回指導における指導の基準（文書指導に関する基準、改善報告書の提出に関する基準及び抜き打ち又は訪問直前連絡の実施に関する基準を含む。）及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事案（巡回指導を拒否された事案を含む。）の基準を策定すること。</p> <p>その際、文書指導に関する基準及び関係行政機関への情報提供の基準の適用範囲については、地方入国管理局による不正行為認定及び労働基準監督機関による是正勧告の検討対象となる事案を踏まえて設定すること。</p> <p>また、推進事業実施機関に対し、上記基準を提示し、これに沿った指導及び関係行政機関への情報提供の厳格な実施を徹底するよう指導すること。</p> <p>さらに、法務省及び厚生労働省は、上記基準に基づき推進事業実施機関から情報提供された問題事案については、当該問題事案の内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理すること。</p>	<p>⇒ 平成 27 年 1 月 28 日付けで厚生労働省外国人研修推進室長と法務省入国在留課長との間で申し合わせ文書を交わし、これに基づいて法務省入国管理局入国在留課長宛に「不正行為」通知に係る情報提供について（依頼）」（平成 27 年 1 月 28 日付け能外発第 0128 第 2 号）を発出した。これに基づき、平成 27 年 1 月 30 日 に、法務省入国在留課より不正行為認定事案に関する機関名、不正行為の種類等の項目に係るリストが情報提供された。今後、当該情報を分析するなどして、推進事業実施機関に対して必要な情報を示すこととしている。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>→ iii) 厚生労働省は、法務省から不正行為認定に関する情報を得て、指導の基準に関する検討が可能となることを前提に、技能実習制度推進事業の巡回指導における指導の基準（文書指導、改善報告書の提出、抜き打ち又は訪問直前連絡の実施に関する基準を含む。）及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事案の基準を策定する予定である。</p> <p>また、上記基準を推進事業実施機関に示し、可能な限り迅速に実施体制を整備し、新たな基準に基づき巡回指導等を実施するよう要請し、平成 26 年度以降については仕様書にその旨を盛り込む予定である。</p> <p>労働基準監督機関においては、これまでも推進事業実施機関から情報提供された問題事案については、事案の内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理してきたところであるが、推進事業実施機関から労働基準監督機関へ情報提供する基準が策定された後においては、当該基準に基づき情報提供された問題事案については、その内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理する。</p> <p>⇒ iii) <b>技能実習制度推進事業の巡回指導における指導の基準（文書指導、</b></p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>iv) 厚生労働省は、推進事業実施機関が定期的に行う実施状況の報告において、巡回指導の実施目標に向けた進捗状況等を聴取し、上記iii)の巡回指導における指導の基準に沿った取組が確実に実施されるよう、必要な指導を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡回指導を行い、実習計画と実際の作業等との相違、賃金不払等があった場合は文書指導を行い、その後、改善状況を確認。</li> <li>○ 不正行為に相当する事案で特に重大な問題がある事案等は重大事案と位置づけ、地方入管等に情報提供。</li> </ul> <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡回指導で実習実施機関の不正行為等を指摘できない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年に不正行為認定を受けた46機関60件中、不正行為を指摘できていないもの45機関59件</li> </ul> </li> <li>○ 関係行政機関への情報提供が低調 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年度から23年度の3年間の重大事案23件中、実績は8件</li> </ul> </li> </ul> <p>[原因] 巡回指導における指導方法や関係行政機関への情報提供の取扱いが、推進事業実施機関に委ねられているため、その内容も運用も不十分。</p>	<p>改善報告書の提出、抜き打ち又は訪問直前連絡の実施に関する基準を含む。)及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事案の基準を定めた「技能実習制度の適正化等に係る技能実習制度推進事業における巡回指導の基準」を平成26年度技能実習制度推進事業の受託者である公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)に発出するとともに、平成26年度技能実習制度推進事業の仕様書には当該基準に基づいて実施するよう明記している。</p> <p>上記基準には、可能な限り迅速に実施体制を整備し、新たな基準に基づき巡回指導等を実施することについても併せて要請するものとなっており、基準の適用範囲については、地方入国管理局による不正行為認定及び労働基準監督機関による是正勧告の検討対象となる事案を踏まえて設定したものである。</p> <p>巡回指導基準が策定された平成26年4月1日から当該巡回指導基準に基づき推進事業実施機関から労働基準監督機関に情報提供された事案については、当該事案の実習実施機関を管轄する労働基準監督署において、監督指導を実施し是正勧告を行うなど適切に処理した(平成27年2月末日時点で推進事業実施機関から3件の情報提供がなされ、全て監督指導を実施)。</p> <p>→iv) 厚生労働省は、巡回指導の新たな基準の策定後、推進事業実施機関に対して、当該基準による巡回指導の実施状況の定期報告を徹底させるとともに、当該基準に沿った取組を文書で要請し、平成26年度以降についてはその旨を仕様書に盛り込む予定である。</p> <p>⇒iv) 技能実習制度推進事業の巡回指導における指導の基準(文書指導、改善報告書の提出、抜き打ち又は訪問直前連絡の実施に関する基準を含む。)及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>案の基準を定めた巡回指導基準を平成 26 年度技能実習制度推進事業の受託者である公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）に発出するとともに、平成 26 年度技能実習制度推進事業の仕様書には当該基準に基づいて実施するよう明記している。</p> <p>また、平成 26 年度技能実習制度推進事業の受託者である公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）から、巡回指導の実施状況を毎月報告させ、適正に管理している。</p> <p>なお、平成 26 年 4 月から 27 年 1 月末までの間の巡回指導実施件数は 6,620 件（対監理団体 940 件及び対実習実施機関 5,680 件）となっている。このうち、同期間において、公益財団法人国際研修協力機構から監理団体や実習実施機関に対する文書指導を 766 件及び改善報告書の提出を 685 件実施している。</p> <p>【法務省】</p> <p>→ iii) 厚生労働省が策定する巡回指導における指導の基準等を受け、当該指導基準に基づき推進事業実施機関から情報提供された問題事案については、その内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理する。</p> <p>⇒ iii) 平成 26 年 4 月から 27 年 1 月までの間に、巡回指導基準に基づき推進事業実施機関から地方入国管理局に情報提供された事案は 4 件あり、当該事案については、その内容・緊急性を勘案し、地方入国管理局において速やかに調査に着手し、改善措置を講ずるように指導を行うなど適切に処理している。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(3) 技能実習制度推進事業の在り方の見直し (勸告要旨)</p> <p>厚生労働省は、技能実習制度推進事業における適切な委託先の選定及び適正な事業の実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 当該事業の委託に当たっては、一者応募・一者応札が継続していることから、競争性が生じるよう仕様書の内容の明確化（巡回指導の内容の詳細、委託費で支出可能な経費等の記載）、公示期間の延長等必要な措置を検討すること。</p> <p>また、技術面の評価のみならず経費面での効率性も高める総合評価落札方式の導入に向けて取り組むこと。</p> <p>さらに、推進事業実施機関に対し、当該事業の効率的な実施により委託費の執行額の節減に努めるよう指導すること。</p> <p>② 当該事業の応募に当たって、公平かつ公正な事業実施を担保できるよう、外部の有識者で構成される組織体制を備え、当該組織に厚生労働省が示す巡回指導における指導の基準及び関係行政機関への情報提供の基準等に沿った厳正な事業の実施について審査させることを参加条件とすること。</p> <p>また、当該事業の実施に当たって、定期的に当該組織による審査状況を確認すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 技能実習制度推進事業の委託について、随意契約によるものから企画競争により選考</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→① 厚生労働省は、平成 26 年度の技能実習制度推進事業における仕様書の内容の明確化（巡回指導の内容の詳細、委託費で支出可能な経費等の記載）、公示期間の延長等について検討を行っている。</p> <p>また、本事業に関しては、経費面での効率性を高めるため、総合評価落札方式の導入に向けた具体的な検討を行っている。</p> <p>さらに、事業の効率的な実施による委託費の執行額の節減に努めるよう、推進事業実施機関に対して、効率的な巡回指導の実施方法の検討について要請し、平成 26 年度以降についてはその旨を仕様書に盛り込む予定である。</p> <p>⇒① 平成 26 年度の技能実習制度推進事業（企画競争、1 者応募及び 1 者応札）については、25 年度事業と比して、</p> <p>① 巡回指導の内容については、前述の巡回指導基準によるものとしたこと</p> <p>② 巡回指導に必要となる実施体制の整備に係る費用（地方事務所の借料、人件費等）を委託費で支弁可能であることを明記したこと</p> <p>③ 委託費の執行額の節減に努めること</p> <p>について仕様書に明記した。</p> <p>また、公示期間を 30 日（平成 25 年度事業）から 40 日（平成 26 年度事業）まで延長した。</p> <p>平成 27 年度技能実習制度推進事業（1 者応募及び 1 者応札）については、当初は一般競争入札（総合評価落札方式）の導入を検討していたが、入札者による提案書の内容と入札額の双方で落札者を決定する一般競争入札（総合評価落札方式）よりも、入札額のみで落札者を決定する一般競争入札（最低価格落札方式）の方が、より経費面での効率性が高く、</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>○ JITCOによる1者応募・1者応札が継続中、競争性向上策が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容の具体性不十分、体制整備に委託費が使用可能な旨の記載なし</li> </ul> <p>(4) 在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、入管法施行規則に基づき地方入国管理局長が特別に認めている、在留資格認定証明書交付申請の申請取次ぎについて、他の事業と関連付けて特定の者のみに限定する、又は特定の者のみを不合理に優遇する方法で実施する公益社団法人又は公益財団法人の職員には認めないものとするよう措置を講ずる必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 技能実習生の在留資格を申請する際に必要な在留資格認定証明書交</p>	<p>勧告の趣旨にのっとり対応であると考えられるため、一般競争入札（最低価格落札方式）による実施に変更した。</p> <p>→② 厚生労働省は、技能実習制度推進事業の受託団体が外部の有識者で構成される組織を設け、巡回指導における指導の基準等に基づく事業の実施を当該組織に審査させることを平成26年度の技能実習制度推進事業の競争参加資格の一つにするとともに、当該事業の契約締結後、定期的に当該組織による審査状況を確認する予定である。</p> <p>⇒② 外部の有識者で構成される組織を設け、巡回指導における指導の基準等に基づく事業の実施を当該組織に審査させることを平成26年度の技能実習制度推進事業の競争参加資格の一つにした。</p> <p>また、平成26年度の技能実習制度推進事業の仕様書においても、「外部有識者組織の設置」として明記し、審査は平成26年4月1日から26年11月末までに2回実施しており、厚生労働省として、審査結果を報告させるなどして審査状況を確認している。</p> <p>【法務省】</p> <p>→ 法務省においては、申請取次制度の在り方等について検討中である。なお、国際研修協力機構においては、現在、取次ぎの対象を特定の者のみに限定する取扱いの改訂に関する検討が行われている。</p> <p>⇒ 法務省においては、平成26年2月、公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が、申請取次ぎの対象を非賛助会員にも拡大し、特定の者のみを申請取次ぎの対象とする取扱いを見直したことを踏まえ、同機構の職員から申請等取次者としての申出があった場合には、引き続き所要の審査を行った上で、承認しているところである。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>付申請の書類の取次業務については、入管法施行規則により JITCO のみが行っている。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ JITCO は取次業務を自主事業の申請書類の点検業務と一体として賛助会員のみを実施しており、賛助会員でない者は、JITCO による取次ぎを受けるためには、賛助会員になる必要がある。</p> <p>(5) 技能実習制度の効果の検証 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省及び厚生労働省は、関係省と連携し、技能実習制度について、平成 21 年の入管法改正時における附帯決議及び「第 4 次出入国管理基本計画」における趣旨・内容に沿って、かつ、国民的なコンセンサスを踏まえつつ進められる検討・議論に資するため、平成 25 年 7 月には改正入管法（22 年 7 月施行）の下で初の実習期間 3 年を終了する技能実習生が帰国の時期を迎えることから、この 3 年間を通じた新制度の運用状況を的確に把握し、その効果を検証する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 平成 21 年の入管法改正時の附則では、同法施行後 3 年を目途として、施行状況を勘案し、必要な措置を講ずる旨を規定。</p> <p>○ 平成 21 年の入管法改正時に附帯決議として、制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得る旨を決議。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 技能実習生が単純労働力として雇用される危惧</p>	<p>【法務省・厚生労働省】</p> <p>→ 厚生労働省は、改正入管法に基づき 3 年間の技能実習を終了した帰国技能実習生に対して、技能実習を通して修得した技能の帰国後の活用状況等を把握するために、平成 25 年 8 月より法務省とともに実施中の「帰国技能実習生フォローアップ調査」等、関係省と連携し、新制度の運用状況を的確に把握し、その効果について平成 26 年度を目途に検証する予定である。</p> <p>法務省は、入管法改正後の技能実習制度の運営状況を見るため、監理団体に対する実態調査を平成 22 年 11 月から実施中であり、また、改正法に基づき 3 年間技能実習を受けて帰国する技能実習生に対するアンケート調査を厚生労働省とともに実施している。この実態調査やアンケートの結果なども踏まえ、その効果を平成 26 年度を目途に検証する予定である。また、技能実習制度の在り方については、できるだけ速やかな結論を得られるよう、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」において今後議論していくこととしている。</p> <p>⇒ 法務省は、平成 21 年の入管法改正後の技能実習制度の運用状況を見るため、平成 22 年 11 月から 25 年 12 月までの間、技能実習生を受け入れている全ての監理団体に対する実態調査を実施した結果、講習の未実施や監査、</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成 21 年度から 23 年度に文書指導の対象となった 846 機関中 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 5 割は従業員規模 1～19 人、8 割は 50 人未満</li> <li>2 割（157 機関）は従業員の半数以上が、うち 34 機関は全てが技能実習生</li> </ul> </li> </ul>	<p>相談体制構築等の不履行など、一部の団体において問題のある事案が認められた。</p> <p>また、法務省及び厚生労働省が技能実習制度の効果検証の一環として実施した帰国技能実習生に対するアンケート調査の結果、技能実習期間を通じて学んだことが帰国後に「役に立った」とする回答は 97.3%となっていた。このうち、66.4%が「修得した技能」を役に立った具体的な内容としている。一方、一部、本邦在留中の禁止事項として「携帯電話の使用禁止（8.2%）」や「研修生・技能実習生のための外出禁止（7.3%）」などの内容がみられた。</p> <p>このような状況の中、技能実習制度については、技能等の移転による国際貢献との制度本来の趣旨・目的に沿った運用が徹底されていないのではないかとの指摘があることに鑑み、また、これまでの制度の運用状況を踏まえ、制度の在り方について、平成 25 年 11 月から、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会」において議論され、平成 26 年 6 月、同分科会から「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」が提出された。なお、厚生労働省は当該分科会にオブザーバーとして議論に参加した。</p> <p>また、「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）では、同報告書の結果も踏まえ、技能実習制度に係る管理監督体制の強化を前提として、制度を拡充することとされた。</p> <p>さらに、「『日本再興戦略』改訂 2014」等で示された内容を具体化するため、法務省及び厚生労働省において、平成 26 年 11 月から 27 年 1 月まで「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を開催し、同懇談会にて集中的な議論を行い、両省は当該議論を踏まえ、同年 1 月 30 日に報告書を取りまとめ、公表した。</p> <p>そして、当該報告書等の内容を踏まえ、外国人の技能実習における技能</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>2 EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ</p> <p>(1) 国家試験合格率の向上及び受入れ施設の負担軽減 (勸告要旨)</p> <p>外務省、厚生労働省及び経済産業省は、外国人看護師・介護福祉士候補者における国家試験合格率及び合格者数の向上並びに受入れ施設の負担軽減を図る観点から、日本語能力の不足等に伴う問題に対応するため、ベトナムからの受入れの枠組みも参考とし、候補者の選定要件及び日本語研修について検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>その際、外務省及び経済産業省は、候補者に対する日本語研修については、それぞれの現場において十分なコミュニケーション能力が求められることを踏まえたものとする必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インドネシアやフィリピンからの受入れでは、日本語能力は入国要件とされていない。</li> <li>○ 新たに平成26年度から開始されるベトナムからの受入れでは、日本語能力N3(※)が入国要件とされている。</li> </ul>	<p>等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずることを目的とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を平成27年3月6日に閣議決定し、第189回通常国会に提出した。</p> <p>【外務省、厚生労働省、経済産業省】</p> <p>→ 日本語能力の不足等に伴う問題に対応するため、インドネシア側との交渉の結果、平成26年度に来日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者に対しては、訪日前研修がインドネシアは6か月間、ベトナムは1年間と期間が異なることを踏まえ、訪日前日本語研修終了後に日本語能力試験N5程度の日本語能力を有していることを訪日時の日本語能力要件として課すこととなった。</p> <p>なお、フィリピンについては今後の検討課題である。</p> <p>日本語研修については、関係省庁と訪日前研修実施機関及び訪日後研修実施機関が研修内容や研修状況について情報共有や議論する場を設けていることから、その場において、日本語研修が現場において十分なコミュニケーション能力が求められることを踏まえたものとするために必要な検討を行っていく。</p> <p>⇒ 平成26年度のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れにおいては、日本語能力試験N5(注)程度の日本語能力を有していることを訪日時の日本語能力要件として初めて課し、全ての訪日前日本語研修受講者が</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>※ 日本語能力試験におけるレベル認定の目安。N3は日常的な話題の文章を読んで理解できる等のレベル</p> <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本語研修修了時点の日本語能力が高い方が合格率も高い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師国家試験合格者（平成21年度、22年度入国者）18人中、N3程度到達者は11人</li> </ul> </li> <li>○ 研修終了時の目安に日本語能力が達していない候補者あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年度に入国したインドネシア人候補者で日本語能力がN3程度に未達の者が12%</li> </ul> </li> <li>○ 受入れ時点の候補者の日本語能力が施設での研修・就労に必要となるレベルに達していないとする施設の割合 → 約55%</li> </ul> <p>(2) 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業等の見直し (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>したがって、厚生労働省は、受入れ支援事業、看護学習支援事業及び介護学習支援事業（以下「3事業」という。）の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 3事業については、各業務の実施目標（数値目標）を明らかにし、委託先に示すとともに、積算及び執行について、各業務の規模、内容、実績等を踏まえた適正な内容に見直すこと。</p> </div>	<p>当該要件を満たして入国した。また、平成28年度のフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れにおいても、日本語能力試験N5程度の日本語能力を有していることを訪日時の日本語能力要件として初めて課すこととした。</p> <p>日本語研修に係る協議・検討については、引き継ぎ会議（平成26年度は6月30日実施。外務省、経済産業省、厚生労働省、訪日前後日本語研修実施機関、公益社団法人国際厚生事業団が出席。）にて意見交換を実施し、「日本語等研修と施設での就労・研修を有機的に機能させるため、訪日前後日本語研修実施機関及び公益社団法人国際厚生事業団の話し合いの場を設けること」を決定した。現場において十分なコミュニケーション能力が求められることを踏まえた日本語研修とするために、引き続き取り組んでいく。また、公益社団法人国際厚生事業団は、国家試験合格実績の向上を目指して、平成22年度から、受入れ施設及び候補者向け合格報告会を開催し、その中で合格者及び施設の研修担当者による研修等の実体験の報告を行っている。</p> <p>（注）日本語能力試験におけるレベル認定の目安。N5とは、やさしい日本語をある程度理解することができるレベル</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→① 3事業については、委託費交付要綱を平成25年6月に改正し、予算上の積算を踏まえ、i) 受入れ支援事業においては、受入れ施設に対して年1回以上の巡回訪問を実施する、ii) 看護学習支援事業においては、看護師候補者に対する集合研修を年3回以上行う、そのうち1回は看護師国家試験の内容や実施方法と同程度の模擬試験を実施する、また、集合研修以外に2回程度の模擬試験を実施する、iii) 介護学習支援事業に</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>また、委託先に対し、適正な執行及び効率的な業務の実施により、経費の縮減に努めるよう指導すること。</p> <p>② 受入れ支援事業における巡回訪問については、定期報告や受入れ前後の各種説明会における周知、相談窓口での対応、巡回学習指導やスカイプによる個別指導等の他の業務との連携も勘案し、その支援内容の改善を図ること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 厚生労働省は、外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れが実施できるよう外国人看護師・介護福祉士受入支援事業（候補者・受入れ施設に対する支援としての巡回訪問、母国語相談、導入研修等）を公益社団法人国際厚生事業団（以下「J I C W E L S」という。）に委託</p> <p>○ また、厚生労働省は候補者の学習を支援することを目的に外国人看護師候補者学習支援事業や外国人介護福祉士候補者学習支援事業を委託事業として実施している（企画競争により委託先が決定。平成 23 年度は J I C W E L S が受託）。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 受入れ支援事業・学習支援事業の委託費の積算と執行内容の乖離</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回訪問を行う専門家について、積算上は謝金として計上されているが、実際には法人職員が実施、人件費として支出されていた。また、学習支援事業は、予算の積算において人件費が積算されていなかった。</li> <li>・ 巡回訪問について、1、059 施設を 1 施設 3 人で訪問する積算を行っていたが、実際の執行では、326 施設を 1 施設 2.2 人で訪問していた（積算では 1 日 2 施設の訪問が前提だが、実際には、施設が遠隔地</li> </ul>	<p>においては、介護福祉士候補者に対する集合研修を年 2 回以上（介護福祉士国家試験を受験することとなる候補者に対する集合研修については年 4 回以上）実施する等の実施目標（数値目標）を委託先に示した。</p> <p>また、積算と執行について、その一致に向けて見直しを行い、受入支援事業のうち、巡回訪問を行う専門家について、予算の積算上は謝金として計上されているが、実態は法人職員が行っているため、その経費が別途区分される人件費として支出されていたところ、平成 26 年度の予算要求においては、人件費として積算を行った。また、学習支援事業（看護学習支援事業及び介護学習支援事業）については、予算積算上、人件費に相当する経費が計上されていなかったため、平成 26 年度の予算要求においては、平成 23 年度実施団体の実際の人件費支出の状況も参考にしつつ、人件費に相当する経費を計上した。</p> <p>さらに、受入支援事業について予算と執行の状況をみると、平成 24 年度予算における積算においては 1 日 2 施設の訪問を前提として 1,156 施設を巡回することとしていたところであるが、実際には施設が遠隔地にあること等から平成 25 年度予算から 1 日 1 施設の訪問を前提として 592 施設を訪問することとして積算しているところであり、平成 26 年度予算要求においても引き続き 1 日 1 施設の訪問とし、実績を踏まえた積算を行っている。</p> <p>同じく、例えば、看護学習支援事業について予算と執行の状況をみると、巡回学習指導の積算については、土日を除く全営業日に 3 人の職員が行うことを前提として、平成 22 年度が 3 人体制で 221 日間（延べ 663 日間）、23 年度が 3 人体制で 214 日間（延べ 642 日間）としていたところであるが、実際には受入れ施設からの要請があった場合に実施するものであり、実績としても 2 人体制で年間 90 施設程度（22 年度 91 施設、23 年度 94 施設）と利用が低調であるとの勧告を踏まえ、平成 26 年度予算要</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>にあること等から1日1施設の訪問が主であること等に起因)。</p>	<p>求においては2人体制で110日間(延べ220日間)として積算した。このように学習支援事業についても実績を踏まえた積算を行った。</p> <p>さらに、委託先に対して、適正な執行及び効率的な業務の実施により経費の縮減に努めるよう業務指導の場において指導を実施したところであり、巡回訪問等において近隣施設を同一旅程にて巡回することにより旅費の見直しを図る等の取組がなされているが、今後、効率的な業務の実施がなされているかどうか実績報告などの際に執行状況を確認することとした。</p> <p>⇒① 3事業における委託費交付要綱上の各業務の実施目標(数値目標)については、平成25年6月以降変更していない(平成26年度末時点)。また、平成26年行政事業レビューにおいて、介護受入支援事業については、介護福祉士国家試験合格率を成果指標と定め事業の成果を把握するとともに、看護師受入支援事業については、平成25年行政事業レビューから、看護師国家試験合格率を成果指標と定め、事業の成果を把握している。</p> <p>受入れ支援事業について、平成26年度予算と執行の状況をみると、予算では1日1施設の訪問を前提として378施設を訪問することとして積算しているが、執行状況としても、26年度内に386施設を訪問することを予定していた。平成27年度予算においても、同前提の元で456施設を訪問することとして積算している。なお、訪問施設数が前年度より増加している理由は、ベトナムからの受入れを開始したこと等による受入れ施設数の増加である。</p> <p>看護・介護学習支援事業については、過去の執行実績を踏まえた見直しやベトナム人候補者が新たに対象となるため、単位を増加するなどの適正な積算の見直しを行い、平成27年度予算要求を行った。例えば、看護師候補者学習支援事業については、過去の執行実績を踏まえ、候補者に係る受講旅費や資料作成部数等を定員数ベースの652人から、平成26</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>年度予算は現員数ベースの415人に見直している。なお、平成27年度予算においても、同前提の元で対象者を415人で積算している。</p> <p>また、平成26年に巡回訪問を含む受入れ支援事業の委託先に対して行った巡回訪問以外の業務との連携及び支援内容の改善に係る口頭指導に基づき、委託先では、適正な執行及び効率的な業務の実施による経費の縮減に努めるため、巡回訪問において、次のような取組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一度の出張で訪問する施設を、遠方の場合は宿泊する等して可能な限り数箇所にとどめることにより、交通費の縮減に努めている。</li> <li>・ 日本語の学習方法の助言等を行う日本語専門家の同行については、あらかじめ受入れ施設に日本語専門家の同行の希望を確認し、希望のあった施設のみ同行することとし、専門家の謝金や交通費に係る支出の縮減に努めている。</li> <li>・ 訪問先までの行程において公共交通機関がなく、タクシー等の利用がやむを得ない場合は、公益社団法人国際厚生事業団職員と日本語専門家とで待ち合わせをし、往復とも相乗りをして移動を行うことにより、過大な支出を削減することに努めている。</li> </ul> <p>なお、これらの取組内容及び執行実績については、実績報告などの際に確認した。</p> <p>→② 巡回訪問を含む受入れ支援事業の委託先に対して、巡回訪問以外の業務との連携及び支援内容の改善について指導したところであり、他の業務の担当者との間において連絡会議を行う等により情報共有を図り、巡回訪問以外の業務での情報を巡回訪問において活用する等、支援内容の改善を図ることとした。</p> <p>⇒② 受入れ支援事業における巡回訪問については、公益社団法人国際厚生</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(3) 候補者の資格要件の適合性に係る確認手続等の適正化 (勧告要旨)</p> <p>法務省、外務省及び厚生労働省は、候補者の資格要件に係る確認が</p>	<p>事業団内の巡回訪問室及び受入支援部のあっせん担当者、相談窓口、雇用管理専門相談窓口、学習支援担当者において、適宜必要部署の担当者を集めて連絡会議を行い、次のような受入れ施設・EPA 候補者に関する情報共有を進め、巡回訪問時のより適切な助言・指導の実施を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん関係 <p>受入れ施設への周知事項（制度、手続き等）や受入れ施設からの定期報告内容等の共有を行い、巡回訪問時の適切な助言・指導に活用する。</p> </li> <li>・ 相談窓口関係 <p>巡回訪問を実施する当該受入れ施設の過去の相談事例や対応状況、巡回訪問時に有効なアドバイス事例等を共有する。</p> </li> <li>・ 雇用管理専門相談窓口関係 <p>雇用管理に関する相談については、雇用管理専門相談窓口の相談員（特定社会保険労務士）が専門的見地から事案を整理・分析し、その結果を共有する。必要に応じて雇用管理専門相談窓口の相談員が巡回訪問に同行し、受入れ施設に対する助言・指導を行う。</p> </li> <li>・ 学習支援関係 <p>学習支援事業の巡回学習指導やスカイプによる個別学習指導等の学習指導内容や成績等のデータを巡回訪問室が共有し、巡回訪問時の候補者への不得意科目の補強アドバイスといった学習指導等に活用する。</p> </li> </ul> <p>【厚生労働省・外務省・法務省】</p> <p>→① 厚生労働省は、雇用契約締結後に候補者の資格要件に係る不正行為が</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>より確実に実施され、また仮に、候補者の資格要件への適合性について疑義が生じた場合は、事実関係調査等の対応が迅速かつ適切に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 法務省、外務省及び厚生労働省は、雇用契約締結後に候補者の資格要件に係る不正行為が発覚した場合や疑義が生じた場合の資格要件の確認のための手続等について検討を行うこと。</p> <p>② 厚生労働省は、受入れ調整機関に対し、就労中の候補者の資格要件の適合性について疑義が生じた場合は、地方入国管理局に事実関係を明らかにするための対応を相談することなどの手続について、受入れ施設に周知徹底するよう指導すること。</p> <p>また、法務省は、当該相談が受入れ施設からあった場合には、事実関係を明らかにするための調査等の措置について、在留期間更新時を待つことなく迅速に対応すること。</p> <p>さらに、その結果、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明した場合は、入管法に基づく必要な措置を講ずるとともに、外務省に通報すること。</p> <p>③ 外務省は、当該通報があった場合には、当該候補者の送出国に対し、その事実確認とともに再発防止策を講じるよう求めること。</p>	<p>発覚した場合や疑義が生じた場合の取扱いについて、当該不正行為が発覚した場合及び疑義が生じた場合には外務省に対して速やかに通報を行うこととした。</p> <p>また、法務省は、就労中の候補者の資格要件への適合性について疑義が生じたとして、受入れ施設から相談があった場合には、地方入国管理局において、事実関係の調査について迅速に対応し、外務省へ通報することとした。</p> <p>これらの通報を受け付ける外務省は、法務省から資格要件に疑義がある者がいる場合や、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明した旨の通報があった際の窓口を定め、通報があった場合は、速やかに相手国政府に対して照会・確認を行うこととした。</p> <p>⇒① 法務省は、「行政評価による EPA 看護師候補者等に係る勧告への対応について」（平成 25 年 9 月 20 日付け法務省管第 4805 号通知等）により、受入れ施設から地方入国管理局に相談があった場合には、速やかに事実関係の調査を行い、調査の結果、資格要件を満たしていないことが判明した場合は、本省に連絡する旨通知で定めている。当該通知発出から平成 27 年 1 月まで受入れ施設から地方入国管理局に相談がなされた事例はなく、また、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明した事例もないため、外務省へ通報した事例もないが、実際に当該事案が発生した場合には、地方入国管理局における迅速な調査及び外務省への通報により、事実関係の確認に努めることとしている。</p> <p>また、外務省は、勧告以降、これまでに当該通報を受けた事例はないが、実際に通報があった場合は、相手国政府に対して確認することとし、事実確認とともに再発防止策を講ずるよう求めることとしている。</p> <p>同様に、厚生労働省においても、勧告以降これまで、雇用契約締結後、候補者の資格要件に係る不正行為が発覚した、又は、疑義が生じたとい</p>
<p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 日フィリピンEPA、日インドネシアEPA共に J I C W E L S が相手国の送出し調整機関と覚書を締結しており、その中で送出し・受入れの手続に関する事項が盛り込まれている。</p> <p>○ フィリピン、インドネシア共に就労・研修希望者は、送出し調整機関に対して卒業証書等を提示又は提出することとされている。</p>	

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 覚書は、雇用契約に至るまでの手続を定めたものであり、雇用契約締結後に資格要件に不適合であることが発覚した場合の手続は定められていない。</li> <li>○ 受入れ施設において資格要件の適合性に疑義が生じた場合等に我が国の関係機関が在留資格に係る原本書類を確認出来る仕組みになっていない。</li> </ul>	<p>った事案の実績はないが、今後、当該事案が発覚した場合は、外務省を含む関係省に情報提供し、適宜協議を行うこととしている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→② 受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団に対して、業務指導を実施したところであり、平成 25 年 7 月に、公益社団法人国際厚生事業団から受入れ施設に対して、就労中の候補者の資格要件の適合性について疑義が生じた場合の地方入国管理局への手続について周知を行った。</p> <p>⇒② 勧告以降これまで、就労中の候補者の資格要件の適合性について疑義が生じた事案はないが、当該事案が発生した場合は、地方入国管理局に相談するように、公益社団法人国際厚生事業団から、平成 25 年 7 月に、受入れ機関向けに周知を行っている。</p> <p>【法務省】</p> <p>→② 就労中の候補者の資格要件への適合性について疑義が生じたとして、受入れ施設から相談があった場合には、地方入国管理局において、事実関係の調査について在留期間の更新時を待つことなく、迅速に対応することとした。</p> <p>また、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明し、在留資格取消し処分等を行った場合は、外務省に通報することとした。</p> <p>⇒② 「行政評価による EPA 看護師候補者等に係る勧告への対応について」(平成 25 年 9 月 20 日付け法務省管在第 4805 号通知等)により、受入れ施設から地方入国管理局に相談があった場合には、速やかに事実関係の調査を行い、調査の結果、資格要件を満たしていないことが判明した場合は、本省に連絡する旨通知で定めている。当該通知発出から平成 27 年 1 月ま</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(4) 受入れ施設から徴収する各種契約に基づく手数料等の見直し (勧告要旨)</p> <p>したがって、厚生労働省は、受入れ施設における負担軽減を図る観点から受入れ調整機関に対し、受入れ施設から徴収している各種手数料、滞在管理費等について、受入れ施設における責任の有無・度合いを勘案し、以下のような措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 相手国政府の送出し調整機関に支払う手数料については、入国後、受入れ施設での就労に至らなかった候補者に係る手数料が送出し調整機関から返還（全部又は一部）されるよう、制度の改善について検討すること。</p> <p>② 滞在管理費については、その範囲及び執行状況を明確にし、同管理費の拠出元である受入れ施設に対して「(看護師等) 候補者受入れ</p>	<p>で受入れ施設から地方入国管理局に相談がなされた事例はなく、また、資格要件に適合しない候補者が入国していることが判明した事例もないため、外務省へ通報した事例もないが、実際に当該事案が発生した場合には、地方入国管理局における迅速な調査及び外務省への通報により、事実関係の確認に努めることとしている。</p> <p>【外務省】</p> <p>→③ 勧告以降、これまでに当該通報を受けた事例はないが、実際に通報があった場合は、上記①のとおり、相手国政府に対して確認することとし、事実確認とともに再発防止策を講ずるよう求めることとしている。</p> <p>⇒③ 勧告以降、これまでに当該通報を受けた事例はないが、実際に通報があった場合は、上記①のとおり、相手国政府に対して確認することとし、事実確認とともに再発防止策を講ずるよう求めることとしている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→① 受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団に対して、今後、相手国政府の送出し調整機関から手数料が返還されるよう、相手国政府の送出し機関と覚書の改正についての協議を、可能な限り速やかに行うよう業務指導を実施した。</p> <p>⇒① 日・フィリピン経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れに係る覚書の見直しに関しては、平成26年6月9日の候補者向け出国前オリエンテーションに公益社団法人国際厚生事業団が出席し、先方送出し調整機関（フィリピン海外雇用庁）と協議をした際、フィリピン海外雇用庁側より、「フィリピン海外雇用庁の手数料は、候補者の送り出しに関する事務処理経費であるため、フィリピンを出国済みの候補者に</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>の手引き」等において明示すること。</p> <p>③ 受入れ施設での就労開始後の帰還費用に関し、候補者の勤務成績・態度が著しく不適切であることをもって、雇用主の側から雇用契約の更新を行わなかったことが明らかである場合について、雇用主に当該候補者の帰還費用の負担を求めず、当該候補者に負担を求める場合があることを明らかにすること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ EPA候補者の受入れ希望機関は、資格要件の審査後、J I C W E L S との間で「候補者の職業紹介に関する契約書」及び「候補者の受入れ支援に関する契約書」を交わす。</li> <li>○ 就労希望者の採用が内定した段階で、受入れ希望機関は就労予定者と入国手続のために雇用契約を締結する。</li> </ul> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受入れ希望機関から送出し調整機関への手数料について、入国後、就労開始前に帰国に至った場合には返還されていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 平成20年度から24年度までの間で来日後、就労開始前に帰国した8人の手数料約32万円は受入れ施設から支払われていた。</li> </ul> </li> <li>○ 「候補者の受入れ支援に関する契約」に基づき支払われる滞在管理費について、国から委託費等の交付を受ける経費等を除く部分とされているが、除かれる具体的な経費の範囲や滞在管理費の執行状況は明らかとなっていない。</li> <li>○ 候補者の勤務成績・態度が著しく不適切であるために雇用契約を更新しなかったことが明らかなものであっても、帰還費用を候補者が負担する事由となるのかどうか明らかでない。</li> </ul>	<p>については返金することは適当でない。日本国政府において手数料返還の要望があるのであれば、フィリピン海外雇用庁と公益社団法人国際厚生事業団の間で協議するのは適当ではなく、日・フィリピン EPA 看護師・介護福祉士に係る特別小委員会の場等で日本政府側からフィリピン政府側に正式に提案を受ければ、フィリピン海外雇用庁の役員会において評議することとなる」との回答があったことから、先方の発言に鑑み、適切な対応を検討していく。</p> <p>また、日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れに係る覚書の見直しに関しては、平成25年11月に公益社団法人国際厚生事業団より先方送出し調整機関（インドネシア海外労働者派遣・保護庁）に対して、未就労者の事務手数料の返還について提案をしたところ、インドネシア海外労働者派遣・保護庁より、事務手数料に関して、候補者の送り出しに関する事務処理経費であるため、既にインドネシアを出国した候補者について返金することは適当ではない旨の回答があった。当該回答を受け、公益社団法人国際厚生事業団が実施する受入れ希望機関への説明会の場を利用して周知する予定である。</p> <p>→② 受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団に対して、業務指導を実施したところであり、滞在管理費の範囲を「(看護師等) 候補者受入れの手引き」及び受入れ機関との契約書に明記することに加えて、その執行状況について平成25年9月よりホームページを通じて受入れ施設に対して示した。</p> <p>⇒② 滞在管理費の範囲については、「(看護師等) 候補者受入れの手引き」及び受入れ機関との契約書に明記するとともに、受入れ開始当初から、受入れ希望機関を対象に公益社団法人国際厚生事業団が開催している説明会においても周知を行っている。また、滞在管理費の執行状況につい</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>ては、受入れ施設専用ホームページに掲載している。</p> <p>→③ 受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団に対して、帰国費用の負担について定めている雇用契約書（覚書の別添様式）の見直しのため、相手国政府の送出し調整機関と覚書の改正についての協議を、可能な限り速やかに行うよう業務指導を実施した。</p> <p>⇒③ 現状においては、候補者（就労開始後においては「就労者」）に帰還費用の負担を求める場合があることについて、雇用契約書中に「契約終了の原因が就労者の重大な責に帰する場合を除き、雇用主が負担するものとする。」と明記することで担保している。</p> <p>雇用契約書の見直しに関し、下記の案について公益社団法人国際厚生事業団と行った協議では、例えば、学習意欲が著しく不適切などについては客観的に証明が難しいのではないかと意見も出たところであるが、今後、どのような事案であれば、客観的な証明が可能か検証後、雇用契約書の見直し、覚書の改正実現に向け、相手国政府に自然人の移動に関する小委員会（注）等の機会等を通じて提案することについても検討したい。</p> <p>（注）日インドネシア経済連携協定第 15 条に基づき設置され、自然人の移動に関する規定の実施及び運用についての見直し等を行うことを任務とするもの</p> <p>○ 公益社団法人国際厚生事業団の雇用契約書修正案（<u>下線部</u>を追加する。）</p> <p>22 帰還費用の負担</p> <p>雇用契約の終了の際の就労者の帰還費用は、契約の終了の原因が就労者 <u>本人の意思もしくは就労者</u> の重大な責に帰する場合を除き、雇用</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>3 外国人留学生の在籍管理等</p> <p>(1) 専修学校等における留学生の管理の適正化 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>法務省及び文部科学省は、専修学校等における留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 法務省は、管内の留学生を受け入れている専修学校等を的確に把握するため、地方入国管理局において、他の機関が保有する情報の活用やF E I Sの機能見直し等により教育機関のリスト作成を可能とする措置を講じ、地方入国管理局において、リストを適時に作成し、当該リストを基に、在籍届出が未報告の専修学校等に対する督促等を厳格に行い、その徹底を図ること。</p> <p>なお、大学等に関してもこれに準じた措置を講ずること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 専修学校等は入管法等により、年に2回、留学生の「受入れ状況に関する届出」及び受入れの開始又は修了が発生した都度「受入れに関する届出」の地方入管への提出に努めることとされている。</p>	<p>主が負担するものとする。<u>就労者の勤務成績・態度、学習意欲が著しく不適切であることが書類等で客観的に証明される場合は、就労者の重大な責とみなす。</u>また、就労者が看護師候補者として滞在を認められた期間に日本国の看護師国家資格を取得できなかったこと自体を以て、就労者の重大な責に帰する場合とはみなされない。」</p> <p>※ 介護福祉士候補者の場合は、上記「看護師候補者」を「介護福祉士候補者」、「看護師国家資格」を「介護福祉士国家資格」に読み替える。</p> <p>【法務省】</p> <p>→ 現時点において留学生を受け入れている大学、専修学校等を抽出できるようF E I Sの機能を平成25年9月に見直すこと等により教育機関のリスト作成を可能とした。また、「行政評価による外国人の受入れ対策に係る勸告への対応について（通知）」（平成25年9月27日付け法務省管在第4885号）を発出し、地方入国管理局において、年2回5月及び11月に当該リストを作成し、当該リストを基に、入管法第19条の17に規定する所属機関による届出を行っていない大学、専修学校等に対し、速やかに届出を行うよう求めることとした。</p> <p>⇒ 地方入国管理局において作成した、留学生を受け入れている大学等、専修学校等（平成25年11月時点においては、1,126大学等、1,451専修学校等。26年5月時点においては、1,109大学等、1,603専修学校等。同年11月時点においては、1,126大学等、1,690専修学校等）のリストを基に、入管法第19条の17に規定する所属機関による届出を行っていない専修学校等に対し、速やかに届出を行うよう求めており、その機関数は、平成25</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <p>○ 地方入管が定期報告の対象となる専修学校等を網羅的に把握できておらず、未把握の専修学校等に対して定期報告の依頼を行っていないものがあった。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 文部科学省は、法務省と連携して、専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について明確にすること。</p> <p>③ 法務省は、上記②を踏まえ、都道府県に対して、行政目的に照らして法令で認められる範囲で、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果を提供すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 文部科学省では、専修学校等を所管する都道府県等に対し、専修学校等において留学生の適切な受入れ、在籍管理がなされるよう在籍管理等の方法について課長通知等により要請</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 都道府県ごとに、専修学校等に在籍する留学生の管理等に関する取組や認識が区々となっている。</p>	<p>年 11 月分 423 機関 (280 専修学校、10 各種学校、133 日本語学校)、26 年 5 月分 270 機関 (153 専修学校、11 各種学校、106 日本語学校)、同年 11 月分 274 機関 (187 専修学校、22 各種学校、65 日本語学校) となっている。その結果、届出を行っていなかった教育機関から、随時届出がなされている。</p> <p>なお、督促により届出がなされた教育機関は、平成 27 年 1 月末時点で、25 年 11 月分については 423 機関中 277 機関 (195 専修学校、7 各種学校、75 日本語学校)、26 年 5 月分については 270 機関中 160 機関 (79 専修学校、5 各種学校、76 日本語学校)、同年 11 月分については 274 機関中 146 機関 (100 専修学校、16 各種学校、30 日本語学校) となっている。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→② 専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について、都道府県等は、留学生の在籍管理が適切に行われていない専修学校等に対して、学校教育制度の範囲において適切な生徒の管理を求めるための指導監督を行えることから、文部科学省から都道府県等に対して専修学校等における留学生の管理等の通知を発出する予定である。</p> <p>⇒② 文部科学省及び法務省において対応を協議し、都道府県等に対して「『外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視』に係る総務省行政評価局の勧告について (通知)」(平成 27 年 1 月 30 日付け 26 生生推第 28 号) を発出し、留学生の在籍管理が適切に行われていない専修学校等に対して、学校教育制度の範囲において適切な生徒の管理を求めるための指導監督を行うことができるなどの専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割を明確にした。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(2) 留学生の卒業後等の適切な在留管理の推進 (勸告要旨)</p> <p>法務省及び文部科学省は、教育機関における適切な留学生の卒業後等の在留管理を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 法務省は、教育機関における留学生の卒業後等の在留管理の実行性を確保する観点から、文部科学省と連携して、留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置を整理し、教育機関に示すこと。</p> <p>また、文部科学省は、教育機関に対し、上記の具体的な措置に沿って、留学生の卒業後等の適切な在留管理への協力を求めること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p>	<p>【法務省】</p> <p>→③ 専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について、文部科学省において、都道府県等に対し、通知を発出する方向で検討中であり、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果については、当該通知を踏まえ、都道府県等からの求めに応じ、法令で認められる範囲で提供する予定である。</p> <p>⇒③ 専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について、平成27年1月に文部科学省から都道府県等に対し、『『外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視』に係る総務省行政評価局の勧告について（通知）』（平成27年1月30日付け26生生推第28号）が発出され、当該通知を踏まえ、都道府県等からの求めに応じ、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果について、法令で認められる範囲で提供することとしている。</p> <p>【法務省】</p> <p>→ 留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置について、①進学希望の学生、②就職希望の学生、③進学又は就職以外の目的での本邦への在留希望の学生、④帰国を希望する学生又は⑤継続就職活動の目的での本邦への在留希望の学生それぞれについて、進学先への入学事実の確認等に努めることを求めるといった内容の通知を発出することを文部科学省と検討中であり、文部科学省から都道府県等に対して専修学校等における留学生の管理等の通知が発出される時期に合わせ、できる限り早急に通知を発出する予定である。</p> <p>⇒ 平成27年1月に、法務省ホームページにて「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」を公表し、留学生の卒業後等における在留管</p>

主 な 勧 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 文部科学省は、留学生の卒業後等の対応について、教育機関に対して帰国等に至るまでの適切な対応を要請している。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 留学生の卒業後等の在留管理に関する認識についての認識が都道府県等、教育機関によって区々</p> <p>[原因] 留学生の卒業後等の在留管理に関する教育機関の責任の範囲が明確でない。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 法務省は、教育機関における留学生の不法残留事案の再発防止策を充実強化する観点から、文部科学省に提供する留学生の不法残留事案に関する情報については、法令の範囲内で再発防止に資するような具体的な情報を提供すること。</p> <p>また、文部科学省は、大学等に対しても、法務省から提供された当該情報を提供すること。</p> <p>なお、専修学校等に対する留学生の不法残留事案に関する情報の提供について、法務省は、専修学校等の留学生に関する都道府県の役割の範囲を踏まえ、適切に対処すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 法務省は、専修学校等に対し、退学者等の届出の提出状況及び不法残</p>	<p>理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置を明確にした。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的措置については、現在、法務省と協議を行っている。これらが、法務省から教育機関に示された後、文部科学省からも各教育機関に協力を求める通知等を発出予定である。</p> <p>⇒ 法務省から発出された「留学生の卒業後等の在留管理の適切な推進等について(依頼)」(平成27年1月27日付け法務省管第559号)を踏まえ、各教育機関に対し「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について(通知)」(平成27年1月30日付け26高学留53号)を発出し、留学生の卒業後等の適切な在留管理への協力を求めた。</p> <p>【法務省】</p> <p>→ 文部科学省に提供する情報については、同省からの求めに応じ、法令の範囲内で不法残留事案の再発防止に資する具体的な情報提供を行うこととしている。</p> <p>専修学校等の留学生に関する都道府県等の役割については、文部科学省において都道府県等に対して通知を発出する方向で検討中であり、専修学校等に対する留学生の不法残留事案に関する情報については、これを踏まえ、都道府県等からの求めに応じ、法令の範囲内で提供する予定である。</p> <p>⇒ 文部科学省から、不法残留者を発生させた大学等の名称及び人数について、情報提供依頼を受け、平成26年4月にそれらの情報を提供した。加えて、再発防止に資する不法残留事案の具体的な情報に関する法令の範囲内で共有可能な情報の種類や範囲について、引き続き文部科学省と協議を行っている。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>留者の発生状況に応じ、学校ごとに「適正校」、「非適正校」に選定し、非適正校にはその旨を伝達</p> <p>○ 大学等については、5名以上不法残留者が発生した場合、文部科学省に対して情報提供。文部科学省は該当する大学等に対してヒアリング等を実施</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 法務省又は文部科学省から不法残留者を発生させた教育機関に対し提供されている情報は限定的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専修学校等 → 自校が「非適正校」に選定された事実</li> <li>・ 大学等 → 自校が前年に一定程度の不法残留者を出した事実</li> </ul> <p>(勸告要旨)</p> <p>③ 文部科学省は、JASSOに対し、学習奨励費の支給について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の策定を求め、また、法務省から提供される情報を参考にしつつ、その基準に沿った適切な措置をとるよう求め</p>	<p>なお、勸告以降、平成27年1月末までの間においては、都道府県等からの専修学校等に対する留学生の不法残留事案に関する情報提供依頼はない。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 文部科学省は、不法残留者が5名以上発生した大学等に対し、留学生の在籍管理に関する関係書類の提出を求め、ヒアリングを実施しているが、平成23年の1年間で新たに不法残留者が5名以上発生した大学等を対象としたヒアリング（平成25年7月実施）において、これまで示していなかった当該大学等から発生した具体の不法残留者数を伝えた。</p> <p>また、今後においても、法務省から不法残留事案に関する情報を得た場合には、不法残留者が発生した大学等に対して当該情報を提供する予定である。</p> <p>⇒ 平成24年の1年間で新たに不法残留者が5名以上発生している大学等を対象として、平成26年9月にヒアリングを実施し、法務省から得た情報を基に当該大学等から発生した不法残留者数を伝え、再発防止を図るため、不法残留者の発生要因の分析及び対策を講ずるよう要請している。</p> <p>なお、再発防止に資する不法残留事案の具体的な情報については、法令の範囲内で共有可能な情報の種類や範囲について、引き続き法務省と協議を行っている。</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 文部科学省は、JASSOに対して本勸告に係る基準の策定を求め、平成25年6月にJASSOで開催された「文部科学省学習奨励費給付制度実施委員会」において、不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を定めることが了承された。</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>ること。</p> <p>また、法務省は、文部科学省に対し、専修学校等に対する適正校・非適正校の選定結果を提供すること。</p> <p>さらに、文部科学省は、私学共済事業団に対し、大学等国際交流基盤整備特別補助について、留学生の在籍管理を適切に行うことを支給条件とすることを明確にするとともに、在籍管理の状況を含め大学等の管理運営が不適正であると認められる場合には、文部科学省の学習奨励費制度等における対応を十分に踏まえつつ、当該大学等に対して、補助金の減額等を行うなど、在籍管理の適正化を図るための措置を講ずるよう求めること。</p> <p><b>（説明）</b></p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、外国人留学生等に対し学資の支給や援助を行うために私費外国人留学生学習奨励費給付制度を設けている。同制度では、外国人留学生の在籍管理について不適切な状況が見受けられる場合等に採用数の削減等のペナルティの枠組みがある。</p> <p>○ 日本私立学校振興・共済事業団（私学共済事業団）は、私立大学等経常費補助金を交付しており、その中で国際交流のための基盤整備を行う私立大学等に対する補助（大学等国際交流基盤整備特別補助）を行っている。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 学習奨励費給付制度について、在籍管理が不適切な状況が明確でないため、不法残留者が5名以上発生した大学についても、採用数等が削減されることなく支給されていた。</p>	<p>現在、JASSOにおいて基準の詳細に係る検討を進めており、平成26年度から適用する予定。</p> <p>また、文部科学省は、日本私立学校振興・共済事業団に対し、私立大学等経常費補助金の特別補助「大学等の国際交流の基盤整備への支援」について、留学生の在籍管理を適切に行うことを支給条件にするよう「私立大学等経常費補助金配分基準」の改訂を行うよう求めたところ。今後、同事業団において配分基準の改訂を行い、平成25年度から適用する予定。</p> <p>さらに、同事業団においては、在籍管理の状況を含め大学等の管理運営が不適正であると認められる場合には、補助金の減額等、在籍管理の適正化を図るための措置を講じている。</p> <p>⇒ 平成26年3月に、JASSOにおいて「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を策定し、平成26年度から適用されている。本基準において、教育機関から発生した不法残留者に関する要件を定め、該当する場合は、推薦依頼数又は採用数を10%削減することとしている。</p> <p>また、日本私立学校振興・共済事業団に対し、私立大学等経常費補助金の特別補助「大学等の国際交流の基盤整備への支援」について、留学生の在籍管理を適切に行うことを支給条件にするよう「私立大学等経常費補助金配分基準」の改訂を求めた結果、平成26年3月7日、同事業団において当該配分基準が改訂され、25年度から適用されている。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>→ 文部科学省からの求めに応じ、法令で認められる範囲で専修学校等の適正校・非適正校の選定結果の提供を行う予定である。</p> <p>⇒ 文部科学省から、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果について、情報提供依頼を受け、平成26年4月に法令で認められる範囲でそれらの情</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 大学等国際交流基盤整備特別補助について、取扱要領上には在籍管理が不適切な場合等のペナルティ措置等についての明記はない。</p> <p><b>(3) 留学生の退学・除籍等の届出に関する基準の明確化</b> <b>(勸告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、留学生の不法残留に係る端緒情報を的確に把握する観点から、文部科学省と連携して、教育機関において、在籍する留学生の所在が確認できなくなった後、地方入国管理局への届出の対象となる所在不明の留学生として取り扱う標準期間を明らかにし、それを教育機関に示す必要がある。</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 法務省は教育機関に対し、在籍する留学生に除籍や所在不明等が発生した場合には所轄の地方入管に届けるよう求めている。</p> <p>○ 届出を受けた地方入管は、当該留学生が3か月以内に出国等したか否か確認している。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 教育機関により留学生の所在が確認できなくなった際の退学・除籍等の判断基準が異なるため、地方入国管理局への届出時期が相違している。</p> <p><b>4 FEIS を活用した的確かつ効率的な業務の実施</b> <b>(勸告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>法務省は、監理団体による監査結果報告、教育機関による届出に対する的確かつ効率的な確認に資する観点から、監理団体及び実習実施</p> </div>	<p><b>報を提供した。</b></p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>→ 所在不明となった留学生の取扱いについて、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日から3か月を経過した時点で当該留学生の所在不明となっているときは、当該時点までに退学又は除籍等によって受入れを終了した場合を除き、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう求める通知を発出することを文部科学省と検討中であり、文部科学省から都道府県等に対して専修学校等における留学生の管理等の通知が発出される時期にあわせ、できる限り早急に通知を発出する予定である。</p> <p>⇒ 平成27年1月に、法務省ホームページにて「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」を公表し、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日から3か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、当該時点までに退学又は除籍等によって受入れを終了した場合を除き、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう努めることとし、所在不明となった留学生の取扱い及び取り組むべき具体的な措置を明確にした。</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>→ 監理団体による監査結果報告及び教育機関による届出に対する的確かつ効率的な確認に資する観点から、①技能実習生を受け入れている監理団体</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
<p>機関並びに留学生を受け入れる教育機関に関する情報について、FEISに蓄積された情報を活用した適時的確なリスト化が可能となるよう、FEISの機能見直しに向けた取組を行う必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ FEISは、在留資格認定証明書交付申請書に係る事項等が保存されており、技能実習生の受入先の監理団体及び実習実施機関や留学生を受け入れる専修学校等の名称や所在地等の情報が入力・蓄積されている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ FEISの仕様上、現時点で技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関や留学生を受け入れる専修学校等の情報をリスト化することができず、報告や届出を行っていない受入れ先を把握することができない。</p>	<p>及び実習実施機関ごとの名称、所在地、技能実習生数等、②留学生を受け入れている教育機関ごとの名称、所在地、留学生数等について、地方入国管理局において適時的確にリスト化が可能となるよう、FEISの機能を平成25年9月に見直した。</p> <p>⇒ 平成25年9月に、監理団体及び実習実施機関並びに留学生を受け入れる教育機関に関する情報について、リスト化が可能となるようFEISの機能を見直した。</p> <p>地方入国管理局においては、平成26年度から、技能実習生を受け入れている監理団体、実習実施機関等のリストを基に作成した監査の実施及び監査結果の報告の有無を確認するための監査状況管理表により、少なくとも月に1回、監理団体が行う監査報告の有無を確認し、未報告の監理団体に対して、報告を行うよう督促している。</p> <p>なお、1,924の監理団体及び30,820の実習実施機関(平成27年1月時点)のうち、これまで監査報告が未報告であった82の監理団体に対して電話や文書にて報告を行うよう督促した結果、77の監理団体から監査報告がなされており、残りの監理団体についても速やかな報告がなされる見込みである。</p> <p>また、地方入国管理局において作成した、留学生を受け入れている大学等、専修学校等(平成25年11月時点においては、1,126大学等、1,451専修学校等。26年5月時点においては、1,109大学等、1,603専修学校等。同年11月時点においては、1,126大学等、1,690専修学校等)のリストを基に、入管法第19条の17に規定する所属機関による届出を行っていない専修学校等に対し、速やかに届出を行うよう求めており、その機関数は、平成25年11月分423機関(280専修学校、10各種学校、133日本語学校)、26年5月分270機関(153専修学校、11各種学校、106日本語学校)、同年11月分274機関(187専修学校、22各種学校、65日本語学校)となってい</p>

主 な 勸 告 事 項	関係省が講じた改善措置状況
	<p>る。その結果、届出を行っていなかった教育機関から、随時届出がなされている。</p> <p>なお、督促により届出がなされた教育機関は、平成 27 年 1 月末時点で、25 年 11 月分については 423 機関中 277 機関（195 専修学校、7 各種学校、75 日本語学校）、26 年 5 月分については 270 機関中 160 機関（79 専修学校、5 各種学校、76 日本語学校）、同年 11 月分については 274 機関中 146 機関（100 専修学校、16 各種学校、30 日本語学校）となっている。</p>